第一号11中

「（　4）　オエノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　を
（　4）の２　株式会社八戸テレビ放送（青森県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　青森県知事　」

「（　4）　オエノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同
（　4）の２　株式会社八戸テレビ放送（青森県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　青森県知事
（　4）の３　東日本旅客鉄道株式会社（一般乗合旅客自動車運送事業に係る設備のうち岩手県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岩手県知事　に、」

「（　5）　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（原油備蓄タンク及びその付属設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　宮城県知事　」を

「（　5）　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（原油備蓄タンク及びその付属設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　宮城県知事
（　5）の２　東日本旅客鉄道株式会社（一般乗合旅客自動車運送事業に係る設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　に、」

「（　8）　株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち福島県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　福島県知事　」を

「（　8）　削除　削除　」に、

「（　80）　和歌山マリーナシティ熱供給株式会社（ムーンブリッジに敷設された導管に限る。）　和歌山県知事　」を

「（　80）　関電エネルギー開発株式会社（ムーンブリッジに敷設された導管に限る。）　和歌山県知事　」に、

「（ 113）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事
（ 113）の２　西九州電設株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を

「（ 113）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事
（ 113）の２　西九州電設株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　に、
（ 113）の３　天草ケーブルネットワーク株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」

「（ 116）　ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社（宮崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　宮崎県知事　」を

「（ 116）　ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社（宮崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　宮崎県知事
（ 116）の２　ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社（鹿児島県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　鹿児島県知事　に」

改める。

第二号５中

「（　16）　株式会社長崎ケーブルメディア　」を

「（　16）　株式会社長崎ケーブルメディア
（　17）　わたらせテレビ株式会社（二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）　」に

改める。

第二号８中

「（　32）　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）　」を

「（　32）　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）
（　33）　わたらせテレビ株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」に

改める。

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間		後変別前	敷地の幅員	延長
唐津市相知町佐里字口ノ部田字カコ岩長四七番地先	から同市相知町佐里字口ノ部田字カコ岩長四七番地先まで	後前	九・五メートル 六・五メートル	〇・七キロメートル 〇・九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十六日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間		後変別前	敷地の幅員	延長
一垂水市二川字尻八七番一一地先から同市二川字鳥越〇四四番一〇地先まで		後前	一三・一メートル 八八メートル 一六二六メートル 七・五メートル 三七メートル	〇・一キロメートル 五五メートル 九九メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

官庁発表

国家試験

平成25年度ＩＴパスポート試験及び平成25年度秋期情報処理技術者試験合格者

平成25年度ＩＴパスポート試験（11月実施分）の合格者を平成25年12月13日に、平成25年度秋期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験の合格者を平成25年12月20日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成26年1月16日　経済産業大臣　茂木　敏充